

令和3年度第3回玉名市都市計画審議会 議事録

(1) 審議会概要

日 時	令和3年12月24日(火) 午前10:00~12:00		
場 所	玉名市役所 4階 第2委員会室		
出席者	審議会委員	熊本県立大学教授	柴田 祐
		熊本県建築士会あらたま支部支部長	伊東 和也
		玉名市農業委員会会長	下川 安
		玉名商工会議所 副会頭	山田 邦男
		玉名市議会議員	浜田繁次郎
		玉名市議会議員	田浦 敏晴
		玉名市議会議員	北本 将幸
		玉名市議会議員	松本 憲二
		玉名市議会議員	田畑 久吉
		玉名警察署交通課長	橋本 和明
		熊本県県北広域本部玉名地域振興局長	無田 英昭
		市の住民(玉名市区長会協議会会長)	永井 正治
		市の住民	高垣 裕子
		事務局等	建設部長
	建設部 都市整備課課長		中尾 賢治
	建設部 都市整備課審議員		金棒 利彦
	建設部 都市整備課課長補佐兼都市整備係長		中川 英昭
	建設部 都市整備課課長補佐兼新玉名駅周辺整備推進係長		廣川 幸喜
	建設部 都市整備課課長補佐兼まちづくり推進係長		森田 文子
	建設部 都市整備課都市整備係参事		植田 暁人
	建設部 都市整備課新玉名駅周辺整備推進係技術主任		安田 信洋
	建設部 都市整備課まちづくり推進係主任		木原 真吾
	建設部 都市整備課まちづくり推進係主事		田上 和佐
	昭和(株)		
	玉野総合コンサルタント(株)		
	傍聴		企画経営部 企画経営課企画係主任
		企画経営部 企画経営課企画係主任	宮川 隼太
産業経済部 商工政策課課長補佐兼室長		神永 和典	
産業経済部 観光物産課観光政策係参事		末永 崇	
随 行	県北広域本部玉名市地域振興局	山道 広人	
欠 席 者	九州看護福祉大学准教授	中野 聡太	
	市の住民	堀 薫	

会 次 第	1 開 会
	2 会長挨拶
	3 議 題 議第1号 玉名市立地適正化計画(案)について【諮問】
	4 報 告 (1) 玉名市都市計画マスタープランの見直しについて
	5 閉 会

結 果	議題	結果
	議第1号 玉名市立地適正化計画(案)について【諮問】	修正意見を付して答申

(2) 議事録

司会	定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第3回玉名市都市計画審議会を開会いたします。早速ですが、柴田会長にご挨拶をいただきたいと思います。
会長	みなさん、おはようございます。年末の慌ただしい中にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、1件諮問がございます。 本日もこれまでどおり、活発なご議論をよろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。議事に先立ちまして、今回、委員の交代がっておりますので、ご紹介いたします。玉名市議会議員の改選に伴い、都市計画審議会に5名の議員が選任されておられますが、うち、3名の方が新しく委員となりましたので、ご紹介いたします。 (新任委員紹介 挨拶)
司会	ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日は、中野委員及び堀委員よりご欠席のご連絡をいただいております。 続きまして、都市計画審議会運営要領に基づき、議事録署名者の指名を、柴田会長よりお願いいたします。
会長	それでは、玉名市都市計画審議会運営要領に基づき、議事録署名者を指名いたします。本日は、下川委員と松本委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。
両委員	はい。
会長	ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。
司会	続きまして、本日の議案はすべて公開としてよろしいでしょうか。
会長	はい。本日の議案はすべて公開といたします。傍聴及び報道関係者はいらっしゃいますか。
司会	傍聴といたしまして、庁内検討会議委員が4名傍聴いたします。よろしいでしょうか。
会長	庁内検討会議の皆さんですね。よろしいですか。
委員	はい。
司会	それでは、「議事」に入りたいと思います。本日は諮問事項として1件の議題、その他、報告事項を1件予定しております。 この後の議事進行につきましては、玉名市都市計画審議会運営要領に基づき、柴田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	早速、議事に入っていきたいと思います。

議第1号「玉名市立地適正化計画（案）について」は、市長から諮問がなされております。諮問内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

令和3年12月15日付けで、玉名市長から玉名市都市計画審議会長に諮問書が、提出されております。諮問内容につきましては、担当課が説明をいたします。

都市整備課

みなさん、おはようございます。玉名市都市整備課の中尾でございます。
議第1号「玉名市立地適正化計画（案）」の内容説明を行います前に、本日、追加資料で配布しております「玉名市立地適正化計画（案）修正一覧表」につきましてご説明いたします。

先日、委員の皆様へ計画案を送付した後に、事務局の方で文言の修正が必要な箇所を複数発見しております。今回、修正一覧表として取りまとめさせていただいております。修正箇所に関しましては、表記の錯誤、表記の統一がほとんどであり、計画の骨子に影響するような修正はございません。

本来、事務局において、しっかり精査を行った上で作成した最終計画案を諮問すべきでしたが、追加にて修正が発生するようなかたちになりましたことをご詫言申し上げます。申し訳ございませんでした。

都市整備課

続きまして、「玉名市立地適正化（案）」について、ご説明をいたします。
前回9月27日の都市計画審議会以降、各関係機関や庁内検討会議での協議、及びパブリック・コメントを実施しております。

9月27日に玉名市都市計画審議会及び玉名市景観審議会合同会議を行いまして、10月1日に国土交通省九州地方整備局と本省協議を行っております。10月13日に、第3回庁内検討会議を行い、11月1日から11月30日の期間で、パブリック・コメントを行っております。

これまでの各協議の中で意見が出ましたことに対しまして、お配りしました「意見・指摘事項と対応方針」にまとめております。

本日は、主な内容をパワーポイントを使いましてご説明したいと思っております。
まず、「繁根木川周辺や高瀬は浸水想定区域に含まれているが、ここに都市機能や人口を誘導するのは間違っている」というご意見をいただきました。

玉名市は菊池川とともに発展してきた歴史を有しておりまして、全ての浸水想定区域を誘導区域から除外すると、市街地のエリアに都市機能や居住の誘導ができないといった問題が発生します。

そこで、繁根木川周辺や高瀬につきましては、近隣に避難所が整備されているため人的被害を避けられる箇所として、誘導区域に含めております。

続きまして、第6章につきまして、「誘導施策の対応箇所が市内全域になっているものについては、どのように運用して特定の地域への人口誘導を目指していくのかを明確に記載すべきではないか。」というご意見をいただいております。

誘導施策に関しましては、特定の地域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）に絞った誘導施策も記載しているところですが、市全域を対象としている施策も記載しております。例えば、子育て施策等は対象範囲を絞るものではないため、これらの施策を運用しながら、関係各課との連携を図り、今後、人口誘導のためのインセンティブ付与を行うような施策を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、第6章で「定住人口を図るにあたって、性能の良い家を建てることを促進してほしい。」というご意見がございました。

こちらに関しましては、誘導施策に、「窓の断熱改修に対する減税措置」、「市営住宅新設時の環境負荷軽減」を追記しております。

続きまして、第7章の誘導目標になりますが、「人口集約をするにあたって、無理な目標を立てることで他の区域から人がいなくなるのではないか。」というご意見をいただきました。

こちらについては、精査し、目標人口を30人/haから26人/haに修正しております。これは、近隣市町の人口密度をベースに設定しております。

続きまして、国土交通省との協議での意見ですが、第2章になります。「公共施設の定義の補足が必要」というご意見で、公共施設に対する記載を修正しております。

続きまして、第8章になります。「大規模盛土造成地について、居住誘導区域に含めるかどうかの結論が整理されていない」とのご指摘をいただきましたので、調査結果を踏まえて、居住誘導区域に含めるか検討する旨を記載しております。

続いて、10月13日に行った庁内検討会議後に提出された意見になります。

計画書全体を通して、用語の解説が必要ではないかとのご意見をいただきました。計画書全体を見直しまして、用語解説を追加しております。例えばP2ですが、「コンパクト・プラス・ネットワーク」という文言について、一般には馴染みのない言葉になりますので、下の方に用語の解説を行っております。

続きまして第2章、第3章につきまして、玉名駅周辺につきましては「交流拠点」から「交通拠点」に修正し、都市拠点と交通拠点を併記しております。

続きまして、第6章については、「外出支援サービスについては、利用回数に制限があるほか、買い物に対する支援がないためこれらに対応する移動手段確保が必要」との意見をいただきましたが、現時点では記載が難しいため、継続実施で対応を行っております。

最後になりますが、パブリック・コメントを11月1日から11月30日の期間に行いまして、意見として1件提出されました。計画書全体に対してのご意見として、「人口減少が進む中で新玉名駅周辺を中心都市とするのは無茶ではないか」「新玉名駅周辺の整備を行うよりも従来の商店街に力を注いでほしい」「工場誘致は人口増加に寄与するので、市に期待したい」というのが主なご意見でした。

回答としましては、「課題点としては同じ認識であり、それらを解決するための一つとして『立地適正化計画』があると考えてる。いただいたご意見を踏まえて「利便性が集約された居住者も来訪者も利用しやすい県北の拠点都市」を目指していく」としております。

今後のスケジュールですが、本日、諮問をいたしまして、ご承認後は事前周知を行っていきたいと考えております。説明は、以上になります。

議長

ただ今の説明を踏まえまして審議に入りたいと思います。諮問ということですのでこの案で妥当ということでしたら承するか、もしくは修正等の意見を答申するか、あるいは付帯意見を付けるか等を審議し、最終的に皆さんにお諮りします。

前回からこれまでの間の本省協議やパブリック・コメント等に係る修正点についてのみご説明がございましたが、それ以外も含めて、ご質問等がありますでしょうか。

議長

私の方から確認ですが、6章から誘導施策が記載されていて、本日も「外出支援サービス」が継続実施対応ということになっていたんですが、誘導政策は、現在実施しているものですか。これから新たに進めていくものも含まれているのでしょうか。

都市整備課	誘導施策に関しましては、今実施しているものと、これから新たに実施していくものが両方混在している状態です。
議長	それがわかる文言がありますか。
都市整備課	記載内容については、関係各課にヒアリングを行いまして記載しています。文章の表記で「継続実施」であるとか、「推進」であるとか、そういう表記で区分けを行っておりますが、表記の仕方についても、ご意見があればお願いします。
議長	単純に、今やっているものか、これから頑張ろうというものなのかを、もう少しわかりやすく表記されるといいと思いました。その他、いかがでしょうか。
委員	パブリックコメントの中で、「人口減少が進む中で新玉名駅周辺を中心都市とするのは無茶ではないか」とのご意見があったということですが、新玉名駅周辺の浸水想定等、災害の想定をどの程度見込んでいますか。参考までをお願いします。
都市整備課	新玉名駅周辺につきましては、おおむね2mを想定しております。今回の防災指針の中でも、新玉名駅周辺につきましては、現在、田んぼですので、道路高まで盛土を行えば、施設には影響がないという判断をしております。
委員	施設自体は影響がないかもしれませんが、浸水した場合は、その施設に行くまでの道路が浸かり、避難もできない状態になることが一番問題です。建物はどのようにでも構造できます。 また、都市計画で玉名市全体を「都市」と考える場合、やはりこの計画の中に、道路の整備という言葉が出てこないのは、本当に都市計画の審議をしているのか、という疑問を持ちます。
議長	事務局、いかがでしょうか。
都市整備課	この立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」を、現在の用途地域の中に特化して配置する内容で全体の計画を構成しております。 おっしゃったような大きな枠組みの都市計画道路等については、今後、ご議論いただく「都市計画マスタープラン」の方で、包括的に検討していくことになるかと思っております。
委員	その辺りのことも十分考えて、各課の考えを統一して、こういった審議会に諮っていただくよう、お願いいたします。
議長	補足いたしますと、P43に都市計画マスタープランの将来都市構造が掲載されていますが、ここに道路ネットワークの将来像が示されております。これを踏まえて、この立地適正化計画を作っているという流れになっています。 また、パブリック・コメントにあった「新玉名駅周辺を中心都市とするのは、無茶ではないか」というご意見ですが、今回の立地適正化計画上は、何の位置づけもしていない状況になります。立地適正化計画上は、整合性は取れていると思っております。 そのことと、現在、新玉名駅周辺で計画が進行しつつあることを聞いていますが、

それはそれで、この立地適正化計画にちゃんと合わせて進めていただかないと、都市計画審議会としては困ります、ということになると思います。

その他いかがでしょうか。

委員

P40にもありますが、人口誘導を図るべきエリアや、都市基盤が整備されたエリアというのを掲げて、この立地適正化計画をやっておられると思います。先ほどもありましたように、都市計画道路も計画をされているわけじゃないですか。

玉名市の築地とか山田周辺では、不動産会社が土地を買われて、住宅エリアとして開発を進められているわけですが、道路の整備や排水対策が、開発にぜんぜん追いついていない状況です。

あの一番高台の築地でも、昨年7月豪雨の時には、冠水をするような状況です。

立地適正化計画を進める上で、整備対策もしっかり並行して、あるいは先行して進めていかないと、居住エリアが拡大をしていきますと、排水対策が非常に問題になってきます。その辺も含めて不動産関係の団体等を通して、エリアの指定をきっちりしていかないと、二次災害にもつながるのではないかと考えていますが、どのようにお考えですか。

議長

いかがでしょうか。

都市整備課

今回、立地適正化計画の中では、防災指針というものを立てて、様々な、玉名市に起こり得る災害に対して分析を行っております。その具体的取り組みの中でハード面の取組と、ソフト面の取組を分けて、玉名市全域でしなければならないこと、あるいは脆弱性の高い地域でなければならないことを整理して取りまとめております。

ご意見のあった、住宅開発が進んでいく場所で、排水対策をどうしていくかですが基本的には、その排水が河川に流れます。玉名市には、菊池川、繁根木川、境川があり、それらの整備状況と併せて、玉名市でやらなければならないハード対策とソフト対策を組み合わせて取り組んでいくことで、被害をゼロにすることは難しいですが、できるだけ軽減していくことを考えております。現段階で考えられることは記載しておりますが、当然周辺の状況が変わったり、国や県の整備状況に合わせて、対策を進めていくこととなります。計画を作って終わりではなく、状況に合わせて修正していきたいと考えております。

例えば、国交省の菊池川河川事務所につきましては、菊池川流域治水プロジェクトを進められており、流域全体でこういった対策をしていくかということを検討されています。玉名市としても、都市整備課だけではなく、土木課や防災安全課と連携を図っていきたいと考えております。

都市整備課

補足ですが、河川改修と併せて、建築確認とか位置指定道路等のミニ開発をされる場合には、できるだけ雨水の宅内処理をしていただくようお願いしています。行政として対策をしていくことも必要ですが、個人や民間で建築や開発をされる際に、その敷地・エリアに関しては、浸透柵を設ける等の宅内処理をしていただくように、積極的にお声かけをしております。

本市では、浸透柵の義務付けまではできておりませんが、そういったことも併せて考えていきたいと思っております。

委員

何もかも一度で解決するのは無理だと思います。どう都市を計画していくのか、や

は「災害のないまちづくり」が一番ではないかと思います。災害に対応するまちをつくるのが都市計画の基本ではないかと思います。

都市整備課

はい。浸透樹の義務付け等をされている市町村もありますが、本市ではそこまでできておりません。義務付けと併せて、浸透樹を設置する際の補助金等の施策も考えられるかと思います。今回、立地適正化計画で誘導区域を指定しますので、誘導施策のひとつとして、そういった補助金等の施策も必要だと思っております。関係各課との調査、調整をしまして、進めてまいりたいと思っております。

議長

そうですね。誘導区域にこそ、宅内処理を優遇するような処置というのが重要ではないかと思いますので、ぜひ、ご検討を進めていただければと思います。今回の計画にはまだ反映は難しいかと思いますが、継続的に議論していただければと思います。

委員

「若者世代が住みたくなるような魅力づくり」という項目があり、定住促進等が記載してありますが、この計画の中に企業誘致という文言が一言も記載されていませんが、企業誘致についても触れた方がいいのではないかと思います。

議長

事務局、いかがですか。

都市整備課

企業誘致についてですが、今回、都市機能誘導区域を定めており、こちらで示している誘導施設として商業施設を誘導することは可能になると思います。

製造業とか大きな工場等の企業誘致ということであれば、その適地がどこかということになります。今回は、居住誘導区域とそこに住む際に利便性の高い施設を誘導することとしていますが、製造業や大きい工場等になると、その周辺に誘導していくことがよろしいかと思います。

このあと「都市計画マスタープラン」のご説明いたしますが、その中で、企業が誘致できるような土地利用等の方針を含めて謳ってまいります。大きな方針は、都市計画マスタープランで謳いますが、関係各課が策定する個別計画の中でも謳っていきます。

議長

今のご説明のとおりで、先ほどの道路の話も、都市計画マスタープランの方で検討しているというかたちになります。

計画策定の順番については、市によって、いろいろとやり方が違うんです。立地適正化を作ってマスタープランが後追いするところもありますし、マスタープランで全体を作って、立地適正化計画を作るというやり方もあります。どちらも正解で、各市町村の現状に合わせてやっています。

玉名市としては、今、こういう順番でやっていますので、ここで上がった議論を、都市マスの方へどんどん反映していただければいいのではないかと思います。

委員

第6章でいろんな誘導施策が書かれていて、第7章では目標が書かれており、5年ごとに検証していくことになるとと思いますが、検証するにあたっては、第7章の3つの目標で検証されていくのでしょうか。それとも6章で定めているそれぞれの施策に

対して、ある程度の目標があって、評価していくのでしょうか。

都市整備課

基本的にはこの3つの目標をベースに5年間で見直していきますが、本日欠席の委員からも「誘導施策がどういったかたちで目標に関係していくのかが見えないので、達成状況が変わるようにした方がいい」というご意見をいただいております。

現在は、定量的に測れる誘導施策もあれば、定性的な記載をしている誘導施策もありますので、精査していきたいと思います。

委員

確かに、ここにはっきりとした目標数値が書けない部分もあると思うので、内部で指標を持っておいて、しっかりと検証できる体制を作っておいていただきたいと思います。

議長

それについては、とても重要なところだと思います。絶対にこの3つに限らない方がいいと思います。「この3つの数字満たしていません。」という結果が、5年後にこの審議会の場に出てくるのが容易に想像できるので、審議会としては、それでは「ダメです。行政は何をやっているんだ。」という評価を答えなければなりません。

それでも目標は立てないと進められないので、今言われたとおり、量的な評価と質的な評価、を組み合わせることが必須だと思います。「進捗管理」のところにもそういった文言が加わるといいと思います。

「最初からちゃんと評価できる評価指標を立てておきなさい。」ということだと思いますので、玉名市はぜひ、そういったことを踏まえて、目標なり評価の仕組みというものをご検討いただければと思います。

今のところ、特に大きな修正のご意見はなかったと思いますが、強いて言えば、評価の部分について、実質的な評価ができるような仕組み等の文言を付け加えていただく点だと思いましたが、いかがでしょうか。

では、この諮問について、当審議会として了承するということになるかと思いますが、その際に、修正を求める旨を答申するか、付帯意見にとどめるか、ということになるかと思いますが。

今の議論の様子ですと、審議会としては「第7章（評価）の部分に修正を求める」というかたちで、答申するということがよろしいかと思いますが、その旨をここでお諮りしてもよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

はい。では、「第7章について修正を求める」旨の答申をすることで、ご異議ございませんでしょうか。

委員

はい。

議長

どうもありがとうございました。修正後につきましては、私、会長にご一任いただくとありがたいのですが、よろしいでしょうか。

委員

はい。よろしく申し上げます。

議長

はい。それでは、第1号議案「玉名市立地適正化計画」につきましては、そのように

答申書を作成しまして市長に提出をさせていただきたいと思ひます。
どうもありがとうございました。

議長

それでは、続きまして、4報告ということで「玉名市都市計画マスタープランの見直し」について報告をお願いします。

事務局

都市整備課の森田と申します。都市計画マスタープランの見直しの内容につきましてご説明いたします。

まず、「資料1」は、今回の都市計画マスタープランの構成としているものです。都市計画基礎調査や令和3年度の市民アンケート調査、その他の調査等を「現況編」としてまとめしております。

本年度（令和3年度）に、「全体構想」について協議をいただきますが、本日は、赤枠の「都市づくりの理念と目標」「将来都市構造」についてご審議をいただき、次回は、さらに具体的な「分野別のまちづくり方針」についてご審議をいただきます。

来年度（令和4年度）には、「地域別まちづくり方針」ということで、市内を生活圏域等様々な要素を加味しまして6地域に分け、地域別のまちづくり方針をご審議いただきます。

続いて「資料2」に「課題」をまとめております。前回、現況調査やアンケート調査から課題を整理した資料をお配りしましたが、そこで整理しておりました「課題・方向性」のところから「人口」「産業」「土地利用」「都市施設」「生活基盤状況」「防災減災」の6つの項目で都市づくりの基本的課題を整理しております。

特に、立地適正化計画でもありましたが、「人口」の項目では「市街地の人口の低密度化・低下によるまちなかの賑わいの衰退」であるとか、「人口減少が続くことに伴う、適切な規制・誘導」あるいは「各地域のコミュニティを支える拠点形成」等が中心的な課題となっております。

「防災」については、「災害に備えた都市づくり」や「生活利便施設の集積拠点に応じた人口集積」等を課題として整理しております。

これらを受けて、「都市づくりの主要課題の整理」として、4つにまとめております。まず「拠点性の向上やネットワークの確保による自助く可能な都市づくりが求められています。」ということで、人口減少が続くことに伴い、適切な規制・誘導が必要になり、また、各地域のコミュニティを支える拠点形成も必要になってくるという課題があります。

2つ目に、「都市施設やインフラ整備、防災強化等による安全で暮らしやすい都市づくりが求められています。」ということで、引き続き長寿命化をベースとした公園・緑地や水道・下水道の計画的な整備、更新の実施が必要です。また、幹線道路や生活道路の整備を通して住みやすい地域を作っていく取り組みが求められています。

当然、公共交通の利便性に向けた取り組みも必要になりますし、治水・治山などの防災対策強化に合わせて、避難所や避難路の整備、あるいは防災情報の周知体制の強化等のハード面ソフト面を含めた防災対策が必要とされています。また、老朽住宅の更新や空き家の有効活用等も課題としています。

3つ目に「地域資源を活かした産業の育成や雇用の創出、観光振興の基盤となる都市づくりが求められています」ということで、引き続き、主要産業であります農業、水産業の振興や、企業誘致等による雇用の創出、観光施設の有効活用等の課題を整理しております。

4つ目に「自然と共存した都市づくりが求められています」ということで、本市は豊

かな自然に恵まれておりますので、そういった自然環境を保全し、自然と共存した都市づくりが求められているということを記載しています。

特に、「拠点性の向上やネットワークの確保による持続可能な都市づくり」という課題につきましては、今回の都市マスの見直しで新たに設けた課題となります。

続きまして「資料3」では、これまでの課題を受けて、「都市づくりの理念と基本方針」を整理しております。

「都市づくりの理念」といたしましては、本市が有している豊かな自然を舞台に、本市に暮らすすべての人々が輝けるように、第2次玉名市総合計画に則して、持続可能な都市づくりを進めていきます。

「都市づくりの目標」につきましては、すべての人々が輝けるまちを目指すために、都市計画により土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市施設の整備だけでなく、産業育成や観光振興、あるいは公共交通、空き家対策、景観等も含めて様々な周辺分野と連携した取り組みを進めていくという目標としておりますので、第2次玉名市総合計画の将来像であります「人と自然が輝き、やさしさと笑顔があふれるまち玉名」を目標として掲げてまいりたいと思っております。

「資料3」のP2ですが、そういった都市づくりの目標を基に、都市計画マスタープランで取り組む基本方針を定めております。大きな方針になりますので、具体的な内容は、次回の「分野まちづくり方針」等に謳っていくこととなります。

まず、「基本方針1」として「拠点性の向上やネットワークの確保による持続可能な都市づくり」としております。今後も、人口減少や市街地の人口密度の低下によるまちなかの賑わいの衰退が懸念されますので、都市機能利便性の高いエリアへの人口集積や、市街地、駅前などでの魅力的な景観づくり、あるいは土地の有効利用の推進、ウォーカブルなまちづくり等を通じて、拠点性の向上に努めていきます。

ネットワークの確保につきましては、交通インフラの整備等を通して、市街地とそれぞれの拠点間を結ぶネットワークの確保に努めてまいります。

「基本方針2」につきましては、都市施設やインフラ整備、防災強化等による「安全で暮らしやすい都市づくり」として、住み続けられる都市の実現を支える基本的な事項として、安全安心で暮らしやすい都市づくりが、すべての生活の基本であるとともに、最重要課題であると考えております。そのため、計画的な都市施設・インフラの整備・維持・管理として、公園・緑地、水道・下水道の計画的なメンテナンス、日常管理の実施、あるいは、幹線道路や生活道路の整備等を通じて、住みやすい地域の実現に努めてまいります。

次に、公共交通の利便性の向上については、市内全域で高齢化率が上昇していきますので、市民生活の足を確保するための、公共交通の利便性向上に向けた取組の推進に努めていきます。

防災対策の推進につきましては、治水・治山等の防災対策強化に加え、避難所・避難路の整備、防災情報の周知体制の強化等、ハード面、ソフト面共に推進していくこととしております。また、老朽住宅の更新や空き家の有効活用も進めてまいります。

「基本方針3」につきましては、地域資源を活用した産業の育成や雇用の創出、観光振興の基盤となる都市づくりということで、持続可能な都市づくりの実現のために、地域産業を活用した産業の育成や雇用の創出を進めていきます。

観光振興につきましても、時代のトレンドや社会情勢の変化を踏まえて、既存の観光施設の有効活用や活性化を通して、観光施設の利用者数の増加につながる都市づくりに努めていくこととしています。

最後に「基本方針4」ですが、自然と共存した都市づくりということで、豊かな自

然環境の保全を進めていきますが、単に維持管理だけではなく、活用も含めた保全に努めていくこととしております。

全体的に、前回（平成26年）に策定しました都市計画マスタープランに比べまして、具体的な内容を基本方針の中に記載しております。中でも、「基本方針1 拠点性の向上やネットワークの確保による持続可能な都市づくり」につきましては、今後特に注力して取り組んでいく必要があることから、一番目に記載をしております。

最後に「資料4」の将来都市構造は、都市機能配置の概念を示すもので、都市づくりの方針を実現するために、現在の土地利用や自然環境の骨格をベースにした、将来像や主要なプロジェクトを考慮して設定していきます。

まず、本市は、やま・まち・さと・うみという、小岱山に代表される山々ですとか、菊池川、有明海等の豊かな自然等で構成されております。

市街地につきましては、県道寺田岱明線沿道に東西方向に広がっておりまして、路線としては、東西は充実していますが、南北方向の配置が脆弱な状況にあるといえます。今後は、市民の生活利便性を高め、より便利で快適に生活できる環境を形成するために、全市を一体的に捉えたまちづくりが求められています。

都市構造の基本的な捉え方として、やま・まち・さと・うみの個性を活かし、目指すべき都市像を踏まえて、将来の都市を形成する基本的な構成を「ゾーン」として捉え、中山間ゾーン、市街地ゾーン、田園ゾーン、臨海ゾーンを位置付けております。

また、集約型の都市構造を実現し、拠点性を備えた核となる地域と、それを取り巻く地域が、特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展を目指した都市づくりを行うために、「拠点」として中心拠点、各支所周辺の地域拠点を位置付けます。

さらには、その拠点が効果的に連携し、市域の一体的発展が図られるように、「都市軸」として、各種道路、河川を位置付けております。資料4の最後に「将来都市構図」を掲載しておりますので、併せて確認していただければと思います。

まず、「ゾーン」につきましては、市街地ゾーンを国道208号とJR鹿児島本線に囲まれた地域としております。特にJR玉名駅周辺や玉名市役所本庁舎周辺、旧玉名市役所周辺、九州新幹線新玉名駅周辺につきましては、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の中心的地域であり、交通の拠点として、各種機能の維持・集積・強化を図ることとしております。

田園ゾーンにつきましては、市街地ゾーン周辺の農地を位置付けておりまして、本市の基幹産業である農業の振興や、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与している区域として、保全を図りながら、市街地ゾーンへのアクセス性、生活利便性を高めていくゾーンとしております。

中山間ゾーンにつきましては、本市北部と東部の天水地区になりますが、特に天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地です。

また中山間地域では、水源のかん養、地球温暖化防止など、森林の多面的機能を活かした保全と整備、農業振興を重点的に進めることとしております。さらに、古墳や豊かな自然、歴史資源の保全も図りながら、玉名らしい景観形成や休息・レクリエーションの場としての活用を図っていくところとしております。

次に、有明海周辺を臨海ゾーンと位置付けており、有明海の自然を活かした水産業及び臨海レクリエーションの進行を進める場として、地域団体と連携して取り組んでいく場として位置付けております。

続いて「拠点」です。中心拠点につきましては、玉名市役所本庁舎周辺、既存の商店街、旧玉名市役所周辺を含んだ一帯を位置づけ、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信等、積極的な都市機能の誘導を図り、中心拠点としての求心力向

上に努めていきます。

地域拠点につきましては、岱明、横島、天水の各支所周辺を位置付けておりまして、地域住民の生活の中心の場であり、教育、文化活動やコミュニティ活動の拠点として、周辺の公共・公益施設の集約化や生活サービス・文化交流機能の維持向上に努めていくこととしております。

交通拠点につきましては、JR玉名駅と新玉名駅周辺を位置付けております。新玉名駅につきましては、新玉名駅周辺等整備基本計画に基づきまして、周辺の田園風景、土地利用との調和を図るとともに、適正な機能の誘導に努めることとしております。

JR玉名駅周辺につきましては、交通結節点としての機能向上を図ると同時に、玉名駅周辺から、主要観光スポットである玉名温泉街、新玉名駅までの歩行者・自転車ネットワークを確立する等、アクセス性の向上を図ってまいります。

観光拠点につきましては、玉名温泉、小天温泉、それと高瀬地区周辺を位置付けております。併せて、文化遺産の保存や活用、地域の観光施設や文化遺産を案内できる人材の育成等を進めて、魅力的な観光空間の形成を図っていくこととしております。

交流拠点につきましては、主に蛇ヶ谷公園や桃田運動公園、松原海水浴場などを位置付けており、市民憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動等の場として、さらなる交流機能の維持・向上を図るところとしております。

最後に「都市軸」になりますが、広域連携軸としまして、国道208号、国道501号等の主な幹線道路を記載しております。県北地域をはじめ、九州圏域における交通の「広域連携軸」の一部を形成しておりまして、物流や都市間交流を支える基盤として、さらなる活用を図ります。

街なか連携軸につきましては、市内の主要な各路線を位置付けまして、全市域から中心拠点へのアクセス性、利便性を高める主要道路として、関係機関との連携を図りながら交通の利便性・安全性の向上に向けた取り組みを推進します。

また、高齢化社会や脱炭素社会の構築を視野に入れまして、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに、安全安心に歩ける道づくりを進めます。

最後に環境軸には、市内を南北に流れております菊池川を位置付けております。市民にとっても貴重な河川空間でありまして、市街地中心部の緑地帯及び憩いの場となっております。本市の都市構造としても、北部の山間部から田園ゾーン、市街地ゾーンを流れ、有明海にそそぐ、重要な軸でもあります。

また、浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進し、環境共生の取り組みや豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として、積極的な活用を図るということにしております。

今回の見直しのポイントとしまして、本日お示ししました将来都市構造図では、道路は現道を記載しているところがありますが、現在、都市計画道路の見直しも同時並行で進めておりますので、連携を図り、今後修正を加えていくこととなります。

今回、先ほど資料1で説明しました構成に従って将来都市構造までをご審議いただきますが、次の分野別まちづくり方針の協議や、地域別構想の協議を踏まえて、修正等を加えながら、最終的に令和4年度に今回の都市計画マスタープランとしてまとめたいと思っておりますので、ご意見等をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長

今の最後のご説明のとおり、来年度までこのマスタープランの検討があります。本日は、全体のご説明がありましたので、広い視野から玉名の都市計画、まちづくりについてのご意見をいただければと思います。ご意見等いかがでしょうか。

委員 資料2の「産業」のところに、「観光施設の利用者数の増加につながる施策」とあります。観光施設となると、玉名温泉街とか鍋の松原海水浴場とかあると思うんですが、玉名の温泉街にしても、知名度が今一つありませんので、玉名温泉街に目を引く施策が必要だと思います。

また、「人と自然が輝きやさしさと笑顔にあふれるまち玉名」とは、良い言葉ですが、そのためにここに何をやる、という裏付けが必要なんです。

玉名の観光拠点と言えば玉名温泉です。温泉をもっと活かす必要があると思います。

また、県北に1か所しかない鍋松原海水浴場が十分な活用がされていない。もっと、春から秋にかけて活用する方法を考えないといけないと思います。

議長 ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局 都市計画マスタープランでは、今後、分野別まちづくり方針を検討していきます。現在は11項目ありますけれども、この中にも観光振興について書き込む部分もあります。都市計画マスタープランは非常に大きい計画でもありますので、都市計画マスタープランと、各課が取り組んでいる、例えば観光振興計画などの個別計画と連携を図りながら進めていくかたちになるかと思っています。

議長 他にはいかがでしょうか。まだ発言されていない方にも伺いたいと思います。

委員 私は横島町に住んでおまして、道路整備について、南北の連携ができていないような気がします。新玉名駅やくまもと県北病院もできましたが、南側から菊池川を渡って、旧国道208号を横断し、県北病院あるいは新玉名駅につながる道路の整備を早急に実施していただきたいというのが希望です。

また、資料4に「合併して誕生しており、現状においても旧町単位での生活圏の形勢が色濃く残ってる」とあります。合併して10数年経っておりますので、玉名市は一体となっていくという意味では、こういう表現は止めていただきたいと思います。

事務局 まず、道路整備につきましては、現在、都市計画道路の見直しも同時並行で行っております。その中でも、都市計画道路の廃止や見直し、あるいは新規で指定していく道路の検討も併せて進めてきますので、それも踏まえて、連携して記載をしていきたいと思っております。

また、合併についての記載についても、表記の仕方を内部で検討いたします。

議長 ありがとうございます。続いて、お願いします。

委員 「玉名駅周辺」と「新玉名駅周辺」のことについて、いろいろ出てきたんですが、玉名駅の交通体系について、様々な改善があると思います。

よくJRを利用するんですが、例えばJRから降りてきて市街地に移動する時に、電車が2番ホームに着くので改札を過ぎるまで時間がかかるんです。ですが、バスの乗り換えの時間が2分か3分くらいしかないので、利用しやすいようなバスとJRの連携等を、市からバス会社等に提案していただけると、もっとJRを利用して、玉名に住んで、通勤をする人口も増えるのではないかと思います。

議長	ありがとうございます。おそらく「真の利便性」とは、そういうところだと思います。事務局いかがでしょうか。
事務局	都市計画マスタープランの中で書けるかどうかということは別にしましても、そういったご意見をいただけることで、例えば公共交通であれば、地域振興課が担当しておりますので、各部署の個別計画の中に反映したり、要望や協議につながれることがあるかと思えます。いただいたご意見の方は、担当課に伝え、一緒に考えていきたいと思えます。
議長	続いて、いかがですか。
委員	<p>こういうプランについては、長期のことだと思うので、先ほどコンパクトシティ的な人口誘導の話がありましたけれども、上下水道の管の維持管理にしても、30年後を考えた時に、人口が減って住宅地だけがどんどん広がっていくと、維持できないということになると思えます。</p> <p>コンパクトシティにしたいのであれば、今の施設を中心に考えずに、30年、50年、100年先に、安心安全で維持管理ができていくというのが、こういう計画の基になると思うので、ちょっと、現在の施設に少しこだわりが強いというか、もう少し広い視野で考えていただきたいなと思えます。細かい内容には特にありません。</p>
議長	いかがでしょうか。
事務局	<p>都市計画マスタープランは概ね20年の計画というふうに考えております。施設の集約であるとか、都市計画道路の改廃もその中に含まれてくるかと思えますが、各課と協議をしまして、施設の集約や人口誘導、都市機能の誘導につきまして、連携を図りながら考えていきたいと思えます。</p> <p>現在は「集約」とか「持続可能な」というところがキーポイントになるかと思えますので、いただいたご意見を踏まえまして検討していきたいと思えます。</p>
議長	ありがとうございます。続いて、いかがでしょうか。
委員	資料3で、基本方針1から4までありますが、基本方針2・3・4は、その表題を見ればだいたいの内容が想像できますが、基本方針1「拠点性の向上」というのは、表題だけを見ても、市民の方は内容の想像ができないのではないかと思います。
事務局	やはり市民の方にわかりやすい計画を作っていく必要があるかと思えますので、文言の検討につきましては、内部の方でも再考させていただきたいと思えます。
議長	そうですね。言われてみると「拠点性」と言われても分りにくいですよ。ぜひ、お願いいたします。続いていかがですか？
委員	<p>今と同じような質問ですが、「ネットワークの確保」というのがありますが、この「ネットワークの確保」というのは、何を具体的に考えられているのかが、ここでは見えません。「ネットワークの確保」とは、どういうことを想定されていますか。</p> <p>もう一つ、「老朽住宅の更新や空き家の有効活用」に触れられていますが、空き家</p>

というのは2つあると思います。有効活用ができる空き家と、有効活用ができない、早く取り壊した方がいい空き家があり、問題は、早く取り壊した方がいい空き家については、取り壊しが進むような施策が必要です。更地になったら固定資産税が上がるからそのままにしておくんだと、よく言われますが、今の時代、更地になったからといって、そんなに固定資産税は上がらないと思います。取り壊しても税金が上がらないとか、そういう早く撤去が進むような施策ができないのかなと思います。

議長 今の点についてはいかがでしょうか。

事務局 まず、「ネットワーク」という表現につきましては、市民の方にはわかりづらいかもしれませんが、主に公共交通等で拠点間を結ぶイメージで考えておりますけれども、公共交通だけではなくて、道路ネットワーク等も含まれてくるかとは思っています。

この基本方針につきましては、大きい表現になりますが、また、分野別まちづくり方針の交通体系等のところで具体的な書き方をしていくことになるかと思っております。

また、「老朽危険空家」につきましても、現時点では、国の交付金を活用し、補助金を交付して、老朽危険空家の除去を進めているところです。

ただ、個人の財産ということになりますので、老朽危険空家の除去についても、対象者を絞って手厚く補助をする等内容を検討していかなければならないと思います。

一方で、老朽危険空家にさせない、活用などの取り組みも併せて考えていく必要があるかと思っておりますので、担当課と連携しながら取り組んでいきます。

議長 ありがとうございます。私も拠点性の部分に質問があるんですが、「拠点性」ということは、資料4の都市拠点で、中心・地域交通・観光・交流という各拠点を位置付けられていますが、玉名駅前とかの中心部だけではなくて、これらも、この拠点性というところに含んでいるのか、それとも中心部だけなんでしょうか。

各地域にも中心部はあるわけですので、そういった部分も含んでの拠点性なのか、概念があいまいな気がするんですが、このあたりいかがでしょうか。

事務局 「拠点性」というのは、当然中心拠点に位置付けています中心部の市街地、また、各地域の拠点も地域拠点に位置付けて、それぞれの拠点がどういう役割を持って、どういうふうに連携していくのかということや、中心拠点だけではなくて、どういうふうに集約やそれぞれの拠点を形成していくかということも含めて、分野別まちづくり方針や個別の計画の中でも謳っていく予定です。立地適正化計画の協議の中で、岱明・横島・天水地域についての記載もしてほしいというご意見もありましたが、都市マスの中で、地域拠点について考えていきたいと思っております。

議長 はい。そうですね。たぶん拠点は、中心拠点と地域拠点の拠点性ということになるかと思っております。拠点性の向上に向けた取り組みの推進という中身が、なんとなく中心拠点を中心に書かれているように思っていますので、地域拠点もイメージできるような方針になっているといいかなと思っておりました。

委員 道路整備の件ですが、南北に移動する道路整備が遅れているので、ペースを上げて進めてもらいたいと思います。例えば、開通した岱明玉名線の先が、今後どうなるのかとか、小島橋からの道が途中で止まっているので、その整備を早くできないかなというのも思います。道路ができると用途地域等の変更等も必要性が出てくるのではな

いかと思いますので、その辺りもペースを上げてやっていただきたいと思います。

事務局

ただ今のご意見につきましては、現在、都市計画道路の見直しということで、熊本県のガイドラインを基に、都市計画決定から20年以上の未整備路線や一部着手済の区間を対象に見直しを進めています。市内の都市計画道路は全部で19路線ありますが、岱明玉名線が開通しましたので、残り10路線が見直しの対象となります。

この10路線に対して必要性や実現性等を検証して、存続廃止などの見直しの検討を、現在やっているところです。

現状では、10月26日に業者に委託をしまして、現在、将来交通量の推計を行っております。次回の審議会の際に、改めてご説明をしたいと考えております。

議長

ありがとうございます。続いていかがでしょうか。

委員

資料4のP3の交通拠点のところですが、「玉名駅周辺から玉名温泉街、新玉名駅までの歩行者・自転車ネットワークの確立」とありますが、イメージ的には玉名駅から新玉名駅まで歩けるような道を作って、交通体制を構築していくイメージですか。

事務局

ルートの検討を具体的に進めているわけではないんですが、玉名駅から市街地に向けた歩ける道路をイメージしていますが、ハード整備になるのかソフト面で「歩いて楽しいまち」というイメージで進めていくのかを現在検討しております。

自転車ネットワークにつきましては、熊本県の方でも自転車ネットワーク計画を進めておられますので、車だけではなく、公共交通も含めたところでの「歩いて楽しいまち」、あるいは自転車で快適に走れる道など、健康増進等複合的な要素も含めて検討していく予定としております。どの程度都市マスの中で書き込めるかというのは、今後検討していきます。

委員

対象としては、市内の人も観光で来られた方も含めて両面からということですか。

事務局

そうですね。生活道路として歩きやすいということも必要です。例えばバス停があっても、バス停までが歩きにくいとか、そういうことも考えていく必要があるということ、担当課からも意見があがっておりますので、関係課と協議しまして、生活圈での歩きやすさ、自転車での過ごしやすさ、あるいは観光として、フットパス等を含めた歩くルート等について、考えていく必要があるかと思っております。

議長

ありがとうございます。続いていかがでしょうか。

委員

事務局から今後20年を見据えた都市計画マスタープランだという説明を受けましたが、「持続可能」な住みよい玉名市づくりということであれば、将来的なことを考て都市計画マスタープランには文言だけでなく、数字的なものを入れて、市民がわかりやすくした方がいいのではないのでしょうか。

下水道等についても、管の老朽化による敷設替えが、今後ずっと発生してくるわけですし、住宅エリアがどんどん広がれば、市としてはインフラ整備はしていかななくては行けない。しかし、立地適正化計画で範囲をちゃんと絞った中に、住宅エリアを配していくと、今後30年後、40年後にはそのエリアだけで敷設替えで済むという数字が出てくるじゃないですか。

また、横島にしても、これだけの広大な農地を、人口が減っていく中で維持していかなければならないので、横島も住宅エリアはここに設けます、天水はここに設けますというようなものを、わかりやすくある程度市民の方々に示して、それに伴って誘導を促すために、文言だけじゃなく、ある程度の数字が必要ではないでしょうか。例えば道路の維持管理費だったり、農道であれば、農地だけだったら舗装をしなくていいエリアというのが出てくると思うんです。

そういうことを示すと、市民の方々が見やすくわかりやすいものになるのではと思います。

議長

いかがでしょうか

事務局

都市計画マスタープランという計画の位置づけは、土地利用等を含めたところでの方向性を示す計画と理解しております。個別具体的な計画は、各種個別計画がありますので、それと連携が図られるような方向性を示すのが都市計画マスタープランではないかと思っております。

分野別のまちづくり方針の中で、当然協議をしておりますので、都市計画マスタープランで謳う部分と、個別計画で示していく部分を住み分けまして、整理をしていきたいと思っております。

都市計画マスタープランの中でもPDCA等、こういった評価をしていくのかということも踏まえて、検討が必要だと思っております。

議長

今のことに関係するんですが、本日傍聴に来られている庁内検討会議の皆さんは、立地適正化計画の庁内検討会議ですか、それとも都市計画マスタープランを含んでの庁内検討会議ですか。

事務局

本日出席している庁内検討会議の委員は、都市計画マスタープランと景観計画の見直しで設けている庁内検討会議のメンバーになります。立地適正化計画も、庁内検討会議を設けており、ほとんどの部署は被っていますが、個別の委員は若干違ってきます。被っている部署がほとんどですので、立地適正化計画でも都市計画マスタープランでも協議をしていく対象の部署になります。

議長

先ほどのご意見も含めて、そういった庁内の連携というのは、非常に重要かと思えますので、ぜひ、継続していただきたいなと思いました。

続いていかがでしょうか。

委員

私の都市計画に対する理念は、安心安全の災害のないまちをつくるのが都市計画だと思います。玉名駅前とか、旧市街地だけに拠点を考えるのではなく、全体が均等に発展することを考えなくてはいけないと思います。

特に、今人口減少で定住促進をしていかなければならない、という観点からしますと、玉名市は菊池川を挟んで右岸と左岸があります。左岸の方は、土地の価格だけでも右岸に比べて10分の1くらいしかありません。人口減少も激しいです。

やはり、均等に住宅を提供できるところを開発して、市外から移住してくる方には、無料でもいいので安く土地を提供するくらいの思い切った対策をしないと、この人口減少は止まりません。

議長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局 全てを満遍なく発展させていくというのは、都市機能を維持していく上で難しいところもありますので、市街地は中心拠点として、各地域については地域拠点として、どの拠点到どう集約して、持続可能なインフラ整備等を含めて進めていくかということに関係課と協議をしながら進めていきたいと思ひます。

それぞれの地域には、都市機能だけではなくて、景観等も含めて地域の魅力がありますので、都市マスや景観計画等、様々な計画の中で謳っていくこととしていきたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。その辺り、全体のバランスというのは重要なことだと思ひますので、引き続きそこは議論していきたいと思ひます。

委員 都市計画マスタープランで、交通体系や安全安心といったところを目的に、警察としても一緒に取り組んでいきたいと思ひております。

その上で、市民の方々の声をきちんと反映させていただきたいのが、特に交通体系であります。例えば、朝の渋滞、夕方の渋滞については、道路体系として、改善されていないところがあります。玉名市だけではなく、熊本県全体で、県警の交通部としても最重点課題として掲げているところがございます。道路に関しましては、県警の信号機の調整といったところも兼ねて考えていきたいと思ひます。

先ほどもありましたが、自転車ネットワーク協議会というものが、県の地域振興局と荒尾・玉名地区とで昨年から話を始めまして、今年ようやくネットワーク協議会を設立し、今後、玉名市から和水町のルートをまず1本作って玉名荒尾地区の自転車のネットワークを、より「車と人」「自転車と人」を区別できるような道路の形態で作っていくと、今後発展していくのかなと思ひております。

また、安全安心なまちづくりとしましては、県警の方もパトロール等を重点的にやっておりますけれども、やはり防犯カメラの設置等に対して、補助金や助成について協力していただければと考えております。

議長 事務局からはいかがでしょうか。

事務局 各施策についてもご意見をいただきまして、ありがとうございます。それを踏まえて連携を図っていきたいと思ひます。

議長 そうですね。その自転車ネットワーク協議会は、私も期待したいと思ひますので、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

委員 私の方は、県という同じ行政の立場ですので、先ほどの立地適正化計画もそうなんですが、住民の皆さんがこの計画を読んだときに、より分かりやすい計画を作りたいなという視点で、話を蒸し返すようで恐縮ですが、立地適正化計画の時には、結構わからないところがありました。

先ほど修正について答申をするというお話がございましたので、より分かりやすいかたちで修正をしていただければと思ひております。

今回の都市計画マスタープランに関しましては、わかりやすく感じましたので、こういった、住民の皆さんが読んでもちゃんとわかるようなかたちで計画づくりを進め

ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長

事務局いかがですか。

事務局

わかりやすい計画となるよう、用語解説等も含めて考えていきたいと思っておりますので、
いろいろな意見をいただければと思います。

また、本日ご意見を出せなかったことにつきましても、意見集約シートを同封しておりますので、
加えてご意見をいただければ大変ありがたいと思います。

議長

とりあえず一巡いたしました。言い残した方はないですか。

では、今日はこのくらいにしたいと思っておりますが、次回は年度内にまたありますか。

事務局

3月を予定しておりまして、日程調整をしまして、ご連絡をさせていただきます。
年度末お忙しい時期とは思いますが、よろしくお願いいたします。

議長

では、次回3月の時には、分野別の方針等も出てくることと思っておりますので、その時に
意見をいただければと思います。本日はたくさんのご意見ありがとうございました。

議事の方は終了し、進行を事務局にお返ししたいと思います。

司会

柴田会長、議事の進行、大変ありがとうございました。委員の皆様におかれまして
も、長時間のご審議、大変ありがとうございました。

本日ご審議いただきました「玉名市立地適正化計画」につきましては、本審議会の
答申を受けまして、修正を行い、策定等に向けて手続きを進めてまいります。

「玉名市都市計画マスタープラン」につきましても、本日いただきましたご意見を
参考といたしまして、進めてまいります。

以上をもちまして、令和3年度第3回玉名市都市計画審議会を閉会いたします。



本書のとおり相違ありませんので、玉名市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりここに署名します。

令和4年3月14日

玉名市都市計画審議会会長

柴田 祐 

本書のとおり相違ありませんので、玉名市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりここに署名します。

令和4年 3 月 22 日

議事録署名者

玉名市都市計画審議会委員

下川 安 

本書のとおり相違ありませんので、玉名市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりここに署名します。

令和4年 3 月 9 日

議事録署名者

玉名市都市計画審議会委員 松本寛二  (印)
